

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月25日(月)午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	石井康三	(会長代理)	7番	樹森信雄	(会長)
2番	川野辺辰美		8番	澁澤吉明	
3番	野口啓子		9番	奥澤文夫	
5番	増田一幸		10番	渋沢真弘	
6番	漆原利征		11番	増田利夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議長	ただ今から、11月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 澁澤吉明委員、9番 奥澤文夫委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	説明の前に訂正事項がございます。
	まずは受付番号414号ですが、議案書では経営面積が20aとの記載
	ですが、150aへ訂正をお願いいたします。
	続きまして受付番号415号の案件ですが、申請書類に不備がござい
	ました。そのため、今月の審査は行わず、保留といたします。なお、
	本申請については一旦取下げをし、書類が揃ったら改めて申請を行う
	方向で調整をしておりますことを申し添えます。
	改めまして受付番号414号ですが、譲受人は栃木県足利市に本店を
	置く、農作物の生産・加工・貯蔵等を行っている法人です。このたび、
	市内へ新規参入するため農地を取得するものです。
	なお、本申請地を取得した後、その上部に営農型太陽光発電のパネル
	を設置する計画がございます。従いまして本申請地は、下部で作付け
	を行いつつ、その上部に太陽光パネルを設置して発電も行うという形態
	が最終的な完成形となります。今回の申請は、太陽光パネル設置の申請
	の前段階として農地部分を先行して取得するものです。
なお、事務局の方で、同社が農地を所有している足利市や群馬県太田市	
の各農業委員会へ照会を行ったところ、稲や梅の作付けを適正に行っ	
ていることを確認しており、申請事由も農業経営拡張であり、問題ない	
と思われま。	
受付番号416号では、譲受人は、本申請地を長年借り受けてイチジク	
の作付けを行っています。今般、譲渡人の高齢等により、譲受人へ売買	
を行うものです。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われ	
ます。	

	<p>受付番号417号では、譲渡人の農業経営規模縮小により、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約500mの範囲に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。</p> <p>受付番号418号では、譲渡人の農業経営規模縮小により、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約200mの範囲に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。</p> <p>受付番号419号では、譲渡人は都内に居住しており、遠方で耕作不能のため、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅のすぐ前に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。</p> <p>そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
6番	<p>受付番号414号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
1番	<p>受付番号416号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>1. 農地取得後は、耕作いたします。</p> <p>2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。</p> <p>1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用</p> <p>3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。</p>

	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
2 番	受付番号417号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11 番	受付番号418号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
	続けて、受付番号419号について調査報告いたします。まず議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。

推進委員	414号の土地は青地なのか、白地なのか。地元からも青地で農地としての利用ができないところについて、子どもに相続したくないのでどうすればいいのか相談を受けることがよくある。上に太陽光、下は農地利用というのは青地だからできるものなのか。
事務局	今回の414号の土地は青地。青地で太陽光は原則不許可。ただし、今回のように支柱を立てて、上が発電、下が農地を耕作であれば許可の見込みはある。いわゆる、営農型太陽光というものに限定されるが、許可基準はある。あくまでも、主は耕作であり、太陽光は副次的なものが基本である。通常の太陽光発電と異なり、永久転用ではなく、一時転用である。許可の期間の満了時に、再度、更新のような形で、一時転用の申請をする必要がある。
議長	羽生市では営農型太陽光は初めてか。
事務局	市内でも1件ある。下部では紫蘇を栽培している。
推進委員	期間は3年間か。
事務局	一般的に3年間だったと記憶している。
推進委員	3年経過したら、うまく機能しているかは農業委員会が判断するのか。
事務局	営農型太陽光は毎年収支報告を求めている。3年分をまとめて審査するのではなく、1年ごとの売電量や収穫量を求め判断している。
議長	(質疑終了)
(議案第2号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。
	420号では、進入路を設けるものです。申請人の住宅の建て替えを計画したところ、建築基準法上、道路に適切に接続していなかったため、自己所有の農地の一部を進入路にするため申請を行うものです。農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。

	<p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号420号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在の住まいが火事により焼失してしまったため、住まいを確保しな ければなりません。しかしながら、接道していないため畑を進入路と して利用し、接道条件を満たせるよう、農地転用の許可申請をさせて いただきます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による 許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する ことに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による 許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する ことに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告 をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明 いたします。</p> <p>421号では、自己用住宅と道路後退用地を設けるものです。</p> <p>譲受人は、現在加須市内のアパートに居住していますが、将来を考え 専用住宅の建築を検討したところ、本申請地を見つけたため申請を行う ものです。</p> <p>農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から300mの範囲内に位置 する農地で、「第3種農地」と判断しました。第3種農地は原則許可 となりますが、審議そのものは必要ですので、判断をよろしく願い いたします。</p>

	<p>4 2 2号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は現在栃木県内に居住していますが、将来を考え、妻の実家に近い羽生市の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。</p> <p>農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま</p>
	<p>す。</p> <p>4 2 3号では、自己用住宅を設けるものです。</p> <p>譲受人は現在、市内のアパートに居住していますが、子どもが生まれ手狭になったため、住宅建築を計画したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。</p> <p>農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま</p>
	<p>す。</p> <p>4 2 5号では、太陽光発電施設を設けるものです。</p> <p>譲受人は都内で再生可能エネルギー事業を展開する法人です。今般、1000㎡程度で周囲に高い建物が無い土地を選定したところ、本申請地を見つけたため申請するものです。</p> <p>農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
5番	<p>受付番号421号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、妻が借りている賃貸住宅に住んでおりますが、将来を考え、専用住宅の建設を考え勤務先や両親の介護等を考え、実家近隣の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見つか</p>
	<p>り、申請を行うものです。近隣に住宅も多く、駅も近く将来何かと便利な</p>

	<p>ところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号422号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、県外に妻と二人で暮らしております。将来を考え、専用住宅を妻の実家近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き申請を行うものです。駅や小学校も近く将来何かと便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10 番	<p>受付番号423号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内の賃貸住宅に妻と子どもと暮らしておりますが、子どもが大きくなり、住居が手狭になったため専用住宅の建設を決めました。</p> <p>妻の親戚が住んでいる市街化区域近辺で、駐車場3台を確保できる土地を探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ見付き、申請を行うものです。妻の勤務先に近く大変便利なところと考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9 番	<p>受付番号424号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>農地改良による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、株式会社 が土地所有者から依頼されて農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存はありません。</p> <p>1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。</p>

	<p>2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。</p> <p>3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。</p> <p>4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任をもって対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号425号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は目安の1,000㎡より広さがあり、パネルを配置図のように並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <p>太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。</p> <p>設置後の土地の維持管理を徹底します。</p> <p>諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</p> <p>フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</p> <p>その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p> <p>それではただいまの説明のうち、議案第3号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する</p>

(議案第4号)	ことに決定いたします。	
	引き続き、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。	
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。	
	426号は、令和6年4月12日に建売住宅の用途として、農地法第5条の許可処分をしました。その後各顧客から、建売住宅ではなく注文住宅、いわゆる建築条件付の要望を受けることが多くなり、今般、用途の変更を申請するものです。	
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。	
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
	2番	受付番号426号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
		添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
		申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。	
	羽生市内でお住まいになる方にとって利便性の高く、それでいて住環境が整った、まちづくりのお手伝いの一環となる土地を探していました。当初、建売住宅で許可を取得し、現在造成中ですが、問い合わせいただいたお客様に建売住宅であることを説明するとご自身の希望する注文住宅を建築したいというお話が多々ありました。お客様のニーズに最大限お役に立てればと許可後の変更申請をする次第でございます。	
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。	
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。	
	それではただいまの説明のうち、議案第4号の案件に対し、ご質疑ご発言を願います。	
	(発言なし)	
	特に発言もないようですので、採決に移ります。	
	ただいま議題となっている議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。	
	(挙手全員)	
	挙手全員でありますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。	

	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷11件、駐車場敷1件、店舗敷1件、自動車配送拠点用地1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。3件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました10月分でございます。</p> <p>4条が1件、5条が9件ございました。</p> <p>報告は、以上です。</p> <p>続きまして、諸連絡です。</p> <p>今月の相談会の担当委員は澁澤吉明委員、斎藤一利委員となります。日程は11月28日木曜日の午後1時30分となっております。</p> <p>続いて来月の相談会の担当委員は、奥澤文夫委員、小林史準委員となります。日程は12月19日木曜日の午後1時30分となっております。なお、当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。</p> <p>続いて配布資料の確認です。</p> <p>まず、お配りしました、新しい農業委員手帳をご覧ください。</p> <p>こちらは、来年分の農業委員手帳になりますので、活用ください。</p> <p>続きまして、お手元にある「令和6年度北埼玉地区農業委員会協議会研修会の開催について」という資料をご覧ください。来年2月13日午後2時から加須市のパストラル加須で研修会を予定しています。</p> <p>なお、バスなどの手配はなく、当日は現地集合になりますので、よろしく願いいたします。詳細等について、新しい情報が来ましたら、追って連絡いたします。なお、今の時点で欠席希望の方はいらっしゃいますか。</p> <p>お手元にあるもう一つの資料「ご旅程表」と「石和いちご館青柳」と書かれている資料をご覧ください。農業委員会は、年に一度視察研修を実施しています。今回は日帰りの視察研修ということで、山梨県の笛吹市にあるいちご農園を検討しています。時期は来年の2月7日金曜日を候補日として旅行会社と調整中ですが、今の時点で欠席になりそうな方はいらっしゃいますか。これはまだ正式な集計ではないので、変更できます。そして正式に日程等が決まり</p>

	<p>次第、追って連絡いたします。とりあえず、今日は2月中に視察研修があることだけ知っていただければ大丈夫です。</p> <p>続いて、懇親会のお知らせです。お手元の「懇親会の開催について」をご覧ください。場所は市役所のすぐ近くにある で、時間は午後5時30分を予定しています。当日は、来賓として 、 、 へお声掛けさせていただいております。なお、出欠席については先ほどの新しい農業委員手帳の下にあります、別紙の参加票を記入いただき、そのまま置いていただければと思います。なお、本日記入が難しいということであれば、参加票をお持ち帰りいただき、29日までに事務局まで連絡いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>来月12月の定例農業委員会の日程でございますが、12月25日月曜日午後3時00分を予定させていただきます。会議室は、302会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p>
	<p>これにて、閉会といたします。</p>

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 11月 25日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____